

令和6年4月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

令和6年4月定例教育委員会付議議案 目次

報告第 6号	専決処分の承認を求めることについて----- 1 (教職員(小・中学校)の内申について)
報告第 7号	専決処分の承認を求めることについて----- 2 (臼杵市総括安全衛生推進委員の委嘱について)
報告第 8号	専決処分の承認を求めることについて----- 3 (臼杵市社会教育委員の任命について)
第20号議案	臼杵市奨学資金に関する条例施行規則の一部改正について----- 4
第21号議案	臼杵市文化財調査委員会委員の任命について----- 5
第22号議案	臼杵城跡保存整備委員会委員の委嘱について----- 6
第23号議案	国史跡下藤キリシタン墓地整備基本計画策定委員会設置要綱の制定に ついて----- 7
第24号議案	国史跡下藤キリシタン墓地整備基本計画策定委員の委嘱について----- 9

報告第6号は非公開につき削除

報告第7号

専決処分の承認を求めることについて

臼杵市総括安全衛生推進委員（学校職員産業医）を委嘱することについて、下記のとおり専決処分をしたので、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和6年4月25日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

専決年月日 令和6年4月1日

専決の内容 任期満了に伴い、臼杵市立学校職員安全衛生管理規程（平成17年臼杵市教育委員会訓令第7号）第9条の規定に基づき、令和6年4月1日付で下記の者に委嘱する。

記

臼杵市総括安全衛生推進委員（学校職員産業医）

氏 名	住 所	所 属	備 考
うえだ そう 植田 聡	大分市	植田内科クリニック	再任
おくつ ゆうき 奥津 悠輝	臼杵市	臼杵市医師会立コスモス病院	再任

任期：令和6年4月1日～令和7年3月31日

理 由

学校職員産業医の任期満了に伴い委嘱し、総括安全衛生推進委員会を開催する必要があるため。

報告第8号

専決処分の承認を求めることについて

臼杵市社会教育委員を任命することについて、下記のとおり専決処分をしたので、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和6年4月25日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

専決年月日 令和6年4月1日

専決の内容 臼杵市社会教育委員条例（平成17年臼杵市条例第201号）第1条及び第3条の規定に基づき、令和6年4月1日付で下記の者に任命する。

記

臼杵市社会教育委員

	氏 名	住 所	所 属 等	備 考
1	ながまつ たつや 永松 達也	臼杵市	社会教育指導員	新任
2	ごとう ひろゆき 後藤 裕之	大分市	学校校長会（小学校）	新任
3	おおの なおや 大野 直哉	臼杵市	学校校長会（中学校）	新任

任期：令和6年4月1日～令和7年5月31日
（前任者の残任期間）

理 由

所属団体の役員変更により、新たに委員を任命する必要があるため。

第20号議案

臼杵市奨学資金に関する条例施行規則の一部改正について

臼杵市奨学資金に関する条例施行規則の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項第2号の規定に基づき議決を求める。

令和6年4月25日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

臼杵市教育委員会規則第4号

臼杵市奨学資金に関する条例施行規則

臼杵市奨学資金に関する条例施行規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書を次のように改める。

ただし、第5号の同意書が添付され、教育委員会が照会、閲覧により確認することができる書類については、当該書類の提出を省略することができる。

第4条第2号中「及び第5号」を削る。

第7条を次のように改める。

（継続審査書類）

第7条 条例第9条の規則で定める書類は第2条第3号及び第4号の書類とし、その提出に当たっては同条ただし書の例によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

臼杵市奨学資金に関する条例の一部改正に伴い、継続審査に係る書類を定める等所要の改正を行う必要があるため。

第 2 1 号議案

臼杵市文化財調査委員会委員の任命について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年臼杵市教育員会規則第 6 号）第 1 条第 1 項第 1 3 号の規定に基づき議決を求める。

令和 6 年 4 月 2 5 日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

臼杵市文化財保護条例（平成 1 7 年臼杵市条例第 2 0 8 号）第 6 3 条の規定に基づき、臼杵市文化財調査委員会委員について、令和 6 年 5 月 1 日付けで下記の者に任命する。

記

臼杵市文化財調査委員会委員

	氏 名	住所	所 属	備 考
1	きもと くにはる 木本 邦治	臼杵市	臼杵市歴史資料館 学術専門員	新任

任期：令和 6 年 5 月 1 日～令和 7 年 4 月 3 0 日

理 由

臼杵市の文化財保護を円滑に進めるため、日本近世史を専門とする上記の者を新たに任命する必要があるため。

第 2 2 号議案

臼杵城跡保存整備委員会委員の委嘱について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年臼杵市教育員会規則第 6 号）第 1 条第 1 項第 1 3 号の規定に基づき議決を求める。

令和 6 年 4 月 2 5 日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

臼杵城跡保存整備委員会要綱第 3 条の規定に基づき、令和 6 年 5 月 1 日付で下記の者に委嘱する。

記

臼杵城跡保存整備委員会委員

	氏 名	住 所	所 属	備 考
1	いちかわ ひろふみ 市川 浩文	佐賀県	佐賀県地域交流部 文化・観光局 文化課	新任

任期 令和 6 年 5 月 1 日～令和 7 年 5 月 31 日

理 由

臼杵城保存整備委員会委員長高瀬哲郎氏が逝去したことにより、後任者を委嘱する必要があるため。

第23号議案

国史跡下藤キリシタン墓地整備基本計画策定委員会設置要綱の制定について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項第16号の規定に基づき議決を求める。

令和6年4月25日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

臼杵市教育委員会告示第5号

国史跡下藤キリシタン墓地整備基本計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 国史跡下藤キリシタン墓地の整備基本計画策定に関し、必要な事項を審議するため委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議及び助言する。

- （1）整備基本計画方針に関する事項
- （2）史跡保存活用の方法等の技術指導に関する事項
- （3）前2号のほか計画策定に関する事項

（組織）

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は1年とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は教育長が招集する。

2 委員会に置いて必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その

説明又は意見を聴くことができる。

(報酬等)

第6条 委員の報酬等は、臼杵市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年臼杵市条例第45号）の定めるところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化・文化財課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

理 由

下藤キリシタン墓地について、令和3年度に策定した保存活用計画に基づき、史跡指定地のみならず史跡周辺も含めた整備計画を策定し、計画に基づいた段階的な史跡整備に取り組むため。

第24号議案

国史跡下藤キリシタン墓地整備基本計画策定委員会委員の委嘱について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育員会規則第6号）第1条第1項第13号の規定に基づき議決を求める。

令和6年4月25日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

国史跡下藤キリシタン墓地整備基本計画策定委員会設置要綱第3条の規定に基づき、令和6年5月1日付で下記の者に委嘱する。

記

国史跡下藤キリシタン墓地整備基本計画策定委員会委員

	氏 名	住所	所 属 等	備 考
1	くちつ のぶあき 朽津 信明	東京都	独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所	新任
2	たなか ゆうすけ 田中 裕介	大分市	別府大学教授	新任
3	おおつ ゆうじ 大津 祐司	宇佐市	大分県立歴史博物館	新任
4	せき やすのり 関 泰典	臼杵市	臼杵市文化財調査委員会委員長	新任
5	たかはし ふみお 高橋 二三男	臼杵市	地元代表	新任
6	あわづ しげまさ 粟津 繁正	臼杵市	下藤総区長	新任
7	ひろせ ふみあき 廣瀬 文明	臼杵市	広原区長	新任
8	なかじま きわむ 中島 究	臼杵市	吉四六の里 観光協会会長	新任

9	いしかわ てつや 石川 哲哉	臼杵市	(一社) 臼杵市観光協会事務局長	新任
10	はやし みつお 林 光男	臼杵市	野津町商工会会長	新任

任期 令和6年5月1日～令和7年4月30日

理 由

国史跡下藤キリシタン墓地整備基本計画策定委員会の設置にあたり、委員を委嘱する必要があるため。